〇 主文

原判決を取り消す。

被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事実

控訴人は主文同旨の判決を求め、被控訴人は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控 訴人の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠関係は、原判決事実摘示及び当審訴訟記録中証拠に関する目録記載のとおり(略称についても原判決事実摘示のとおり)であるから、これ を引用する。

〇 理由

1 被控訴人は、昭和四九年三月二一日、金一七四六万円で本件土地の共有持分一〇分の一を取得したこと、控訴人は、昭和五五年四月一五日、法五八五条一項及び名古屋市市税条例七八条の二により本件土地の共有者である被控訴人に対し昭和五二年度から同五四年度までの各年度分の本件土地の特別上地保有税を、昭和五年度分金二三万九一二〇円、昭和五三年度分金二三万八〇円、昭和五四年度分金二三万六三四〇円とする本件各更正処分をしたことがに被控訴人は、四和五七年三月一〇日、右審査請求を棄却する旨の裁決をしたが、同市長は、昭和五七年三月一〇日、右審査請求を棄却する旨の裁決をしたが、同市長は、昭和五七年三月一〇日、右審査請求を棄却する旨の裁決をしたが、高により法五九五条所定の基準面積を判定すべきであるにもかかわらず、前記のとおり法五九五条所定の基準面積を判定すべきであるにもかかわらず、前記とおり法五九五条所定の基準面積を判定すべきであるにもかかわらず、前記とおり本件土地の共有者である被控訴人に対し、本件土地全体の面積を基準として特別土地保有税を賦課した本件各更正処分は違法である旨主張する。そこで検討するに、

 $(\underline{-})$ 特別土地保有税は、国税における土地譲渡益に対する重課制度(租税特別 措置法六三条)と相互に補完しながら、土地保有に伴う管理費用の増大を通じて土 地の投機的取得を抑制し、地価の安定を図るとともに、保有土地の供給の促進に資することを目的とした政策税制であつて、同じ保有税ではあつても固定資産税のよ うな一般税制とはその性格を異にするものであり、また、固定資産税とは異なり 「所有」という要件のみならず、土地の「取得」をもその要件として併せ有してい る。しかしながら、(1)特別土地保有税も、土地そのものの持つ価値に着目し その資産を保有することに税負担力を見出して課する物税である点では固定資産税 と基本的には同一であり、そして、法五九五条は特別土地保有税の免税点について、市町村は「同一の者について」当該市町村の区域(東京都の特別区及び指定都 市にあつては当該特別区又は区の区域)内においてその者が所有する又は取得した 土地の面積を基準としてこれを定め、一方、法三五一条は固定資産税の免税点について、市町村は「同一の者について」当該市町村の区域内におけるその者の所有に 係る土地、家屋又は償却資産について課税標準となるべき額を基準としてこれを定 めている。(2)これに対して、不動産の「取得」を要件としている不動産取得税 は、不動産の移転又は原始取得の事実自体を捉えて課税するものであつて、これは 不動産の取得という行為には一般的にその背後に税負担力があるものと推認される ことから、このような担税力に着目して課するいわゆる流通税に属するものであ り、その課税標準は不動産を取得した時における当該不動産の価格とされ(法七三 条の一三第一項)、また、免税点についても、前記法五九五条、三五一条のごとく「同一の者について」という文言を掲げることなく、右課税標準となるべき額を準としてこれを定めている(法七三条の一五の二)。以上(1)及び(2)にみられるような税負担力の所在、法文の体裁等に鑑みれば、特別土地保有税及び固定資産税は、不動産取得税と異なり、その課税にあたて土地家屋又は償却資産という物的要件のみを考慮し、したがつて、これらを保有する形態が単独所有か、あるいは他人との共有かというような人的要件は原則とて斟酌せず、専ら保有している土地等の全体についての課税が問われるものと解す、きであり、そうであれば、法五九五条、三五一条にいわゆる「同一の者」とは、土地等を所有し又は取得した主体をいい、共有の土地についていえば、当該土地の共有者全員(集合体)をもつてここにいう「同一の者」にあたるというべきである。

地方税法施行令五四条の三六第一項は、共有物の共有者の一人が他に土地 を取得した、又は所有する場合の基準面積の判定について「当該共有物である土地 のうちその者の持分の割合に応ずるものを取得した、又は所有するものとみなす。」と定めている。しかして、(一)、(二)に説示したところに照せば、 ように持分面積によるべき旨のみなし規定を設けたのは、元来、前記法五九五条が 共有土地については当該共有地全体の面積をもつて基準面積とすることを前提と し、これを区分してその者に係る免税点を判定するごときことは予定していないこ とから、かような擬制を定める必要が生じたものと解するのが相当であり、そして 他方、法五八五条四項は親族、同族会社など特殊の関係にある者(以下「特殊関係者」という。)が取得し又は所有する土地について、一定の特別な事情がある場合には、当該土地を取得し又は所有する者とこれらの者と特殊な関係にある者(以下 「特殊関係者を有する者」という。)との共有物とみなす旨を定め、さらに、地方 税法施行令五四条の三六第二項は、右法五八五条四項の規定によりみなし共有物と された土地のみなし共有者である特殊関係者を有する者又は特殊関係者の一人が単 独で他に土地を取得し又は所有する場合には、当該共有物とみなされる土地を単独 で取得した、又は所有するものとみなす旨を定め、もつて前示第一項との間に差異 を設けているのは、右法五八五条四項、地方税法施行令五四条の三六第二項にうた われているような特殊な人的関係の存する場合には、一団の土地を意図的に分割して取得し、それぞれの分割土地をいずれも免税点未満とするような租税回避行為を 招く可能性の自ら大きいことが念慮されたことによるものと解すべきである。したがつて、地方税法施行令五四条の三六第一項、第二項の各規定に依拠して、共有に 係る土地の基準面積は共有持分によりこれを判定すべきものとする控訴人の主張も また採用することができない。

(四) なお、免税点の制度は、一般的には零細な税負担の排除と徴税の合理化という、いわゆる少額不追求の観点から設けられているものであるが、特別土地保有税においては、これが前述のような政策税制として設けられているものであるとするととして、投機の対象となりうるような一定規模以上の土地のみをその課税対象といるととして、法五九五条は免税点とされる基準面積を相当高い水準に定由地に係る土地につて、各共有者はその持分に応じた右土地の資金を担けたで、共有に係る土地につて、各共有者はその免税点となる基準の資金を要せずるととは、一面になるときは、一面になるときは、一面になるともに、他面、単独で土地を取得すれば課税されるが、他人と共有すれば容易に課税を免れ、り、ひに、日本のために土地は留保されるというでは、というでは、日本のでは、日本のである。

してみれば、被控訴人の主張はいずれも採りえないというべきである。

三 以上の次第で、控訴人が本件各更正処分を行なうについて本件土地全体の面積により基準面積を判定したことは相当であり、そして、成立に争いのない乙第四号証の一ないし三により控訴人主張の1項(二)の事実を認めることができるから、控訴人が被控訴人に対してなした本件各更正処分には被控訴人主張の違法はなく、その取消しを求める被控訴人の本訴請求は失当として排斥を免れない。

よつて、被控訴人の本訴請求は理由がないから、これを認容した原判決を取り消して右請求を棄却することとし、控訴費用の負担につき民訴法九六条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 中田四郎 名越昭彦 三宅俊一郎)